内閣府 国家戦略特区 National Strategic Special Zones

参考資料２

計画認定した特定事業等の概要

国際医療拠点での二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

東京圏
初認定：平成27年6月29日

- **（平成27年1月29日 厚生労働省通知 医政発0129第8号、令和5年3月24日 厚生労働省通知　医政発0324第7号）**

規制改革の内容

特例措置前

二国間協定に基づく外国医師の受入れは、協定上の診療対象、医師人数、医療機関を拡大しようとした場合、双務主義の制限あり

※締結国（R7.3月時点）イギリス・アメリカ・フランス・シンガポール・ドイツ

特例措置

双務主義にとらわれず、特区自治体の提案をもって、診療対象等の拡大が可能

効果

増加する外国人の医療ニーズに対応でき、国際医療拠点の体制構築に寄与

規制改革の概要

通常

日本国 ⇔(1) 協定締結国

①相互に人数枠や医療機関等を調整の上、協定変更の文書の取り交わし

双務主義の制限あり

特例措置

日本国 →(1) 協定締結国
日本国 ←(2) 協定締結国
日本国 ⇔(3) 協定締結国

①特区自治体からの人数枠の拡大等の提案について、異議の有無の確認
②異議なしの回答
③協定変更の文書の取り交わし

双務主義の制限なし

外国人一般へ診療対象の拡大

外国医師が診療可能な対象者（患者）

人数枠の拡大

外国医師

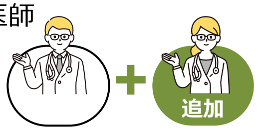

医療機関の追加指定

外国医師が診療可能な医療機関

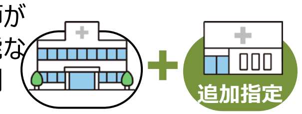

設備投資促進税制（法人税）

国家戦略特別区域法 第27条の2

東京圏、関西圏、新潟市

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において、以下の対象事業及び分野に該当する特定事業を行うために、機械等を取得した場合に次のような特別償却又は税額控除ができる措置。

1 対象事業 **国家戦略特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。**

①規制の特例措置の適用を受けるもの
②利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付を受けるもの

2 対象分野 **「医療」、「国際」** （施行規則第1条第1号（同号イ（1）から（6）まで並びにロ（2）（大規模な集会施設、宿泊施設若しくは文化施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に係る部分に限る。）及び（5）から（9）までに限る。）及び第2号）

特別償却又は法人税額の特別控除

対象設備	機械・装置（取得価額が2千万円以上）
	開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上）
	建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上）
特別償却率	取得価額の45%（建物等は、取得価額の23%）
税額控除率（注）	取得価額の14%（建物等は、取得価額の7%）

（注）税額控除については、当期法人税額の20%を限度とする。

特例を受けるための要件

- 認定区域計画に定められている特定事業を実施する法人であること。（法第27条の2）
- 特定事業の実施について、適切かつ確実な計画（事業実施計画）を有すると認められること。（施行規則第3条）
- 事業実施計画が基本方針及び区域方針に適合するものであること。（施行規則第3条）
- 令和8年3月31日までに設備等を取得等（※）して特定事業の用に供すること。（租特法第42条の10）

※中古のものを取得等した場合は対象にならない。取得等したものを貸付けの用に供した場合は対象にならない。（インターナショナルスクールのみ貸付可能）

都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し
（国家戦略民間都市再生事業　他5件）
（国家戦略特別区域法第20条、第21条～第25条）

東京圏
初認定：平成26年12月19日

規制改革の内容

特例措置前

許認可等ごとに手続きが法定されており、関係行政機関等との調整が必要

特例措置

区域計画の認定をもって、事業に係る許認可等がなされたものとみなす

- ・国家戦略土地区画整理事業
- ・国家戦略開発事業
- ・国家戦略市街地再開発事業
- ・国家戦略都市計画建築物等整備事業
- ・国家戦略都市計画施設整備事業
- ・国家戦略民間都市再生事業

効　果

居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進

規制改革の概要

都市計画法等に定める手続きのワンストップ化

○関係者の協議・調整→意思決定が長期化

都市計画の決定又は変更（都市計画法）	開発許可、都市計画事業の認可（都市計画法）
土地区画整理事業の認可（土地区画整理法）	市街地再開発事業の認可（都市再開発法）
民間都市再生事業計画の認定（都市再生特別措置法）	

○区域会議で一同に協議→意思決定を迅速化

民間事業者

国

地方公共団体

＝ 区域計画への記載 ▶ 総理大臣の認定（許認可等）

世界と戦える国際都市形成に必要なコンベンション施設、オフィスビル等の立地を促進

○認定一例：国家戦略民間都市再生事業
【東京圏】日比谷地区

第2回東京圏国家戦略特別区域会議
資料4　東京都提出資料より

病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
（国家戦略特別区域高度医療提供事業）

関西圏　初認定：平成26年9月30日
東京圏　初認定：平成26年12月19日
福岡市・北九州市
　初認定：平成27年6月29日
沖縄県　初認定：平成28年4月13日

- （国家戦略特別区域法　第14条）

規制改革の内容

特例措置前

病床過剰地域※では、公的医療機関等の開設・増床は原則禁止

※都道府県の定める各医療圏において、既存病床数が都道府県医療計画における基準病床数を超える地域

特例措置

都道府県は、病床過剰地域においても、最先端医療を提供する医療機関に対して必要な病床の増床（開設含む）を許可

効果

最先端医療の提供による世界トップクラスの「国際医療拠点」の形成

規制改革の概要

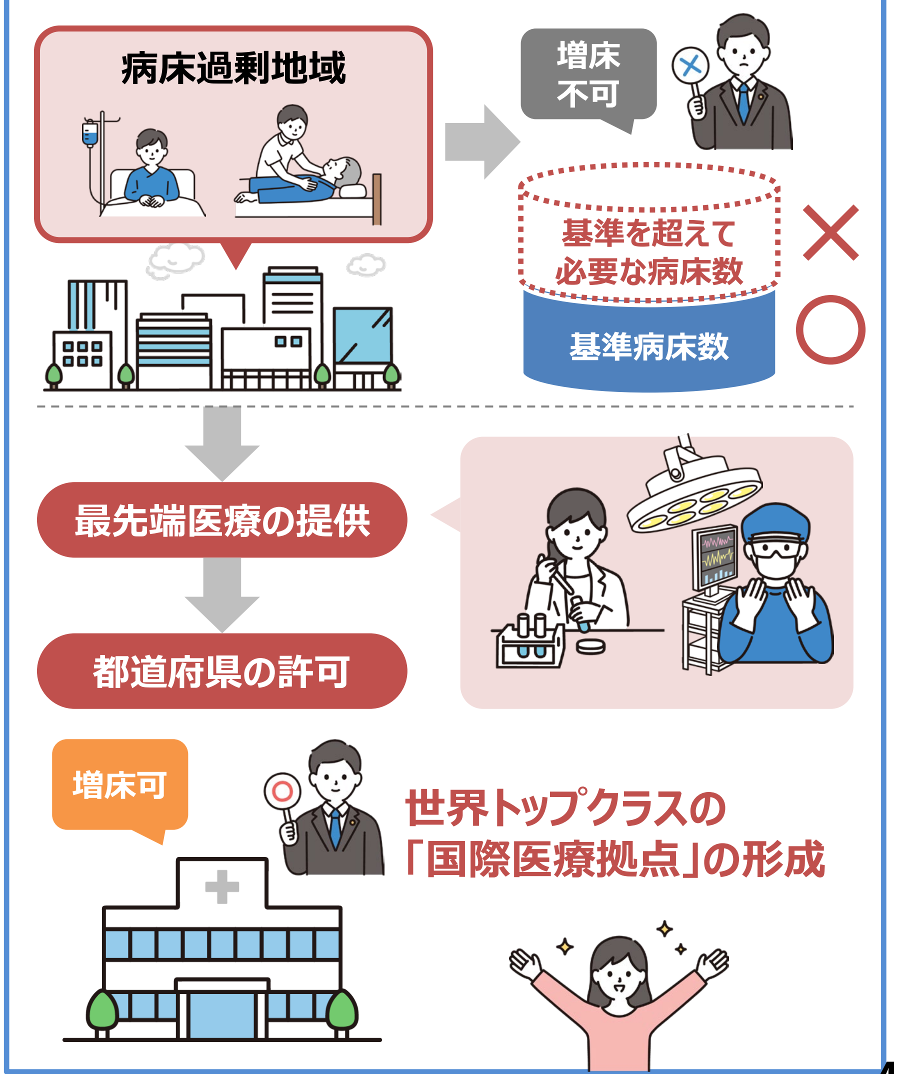

国家戦略特区支援利子補給金

東京圏、愛知県

目的・事業概要

○目的：国家戦略特別区域法に基づく金融支援として、利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援するものです。

○概要：内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域計画において、国家戦略特区支援利子補給金を受けて特定事業※を行うこととされている事業者が、国が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して５年間です。

※ 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成等に資する事業。

事業イメージ・具体例

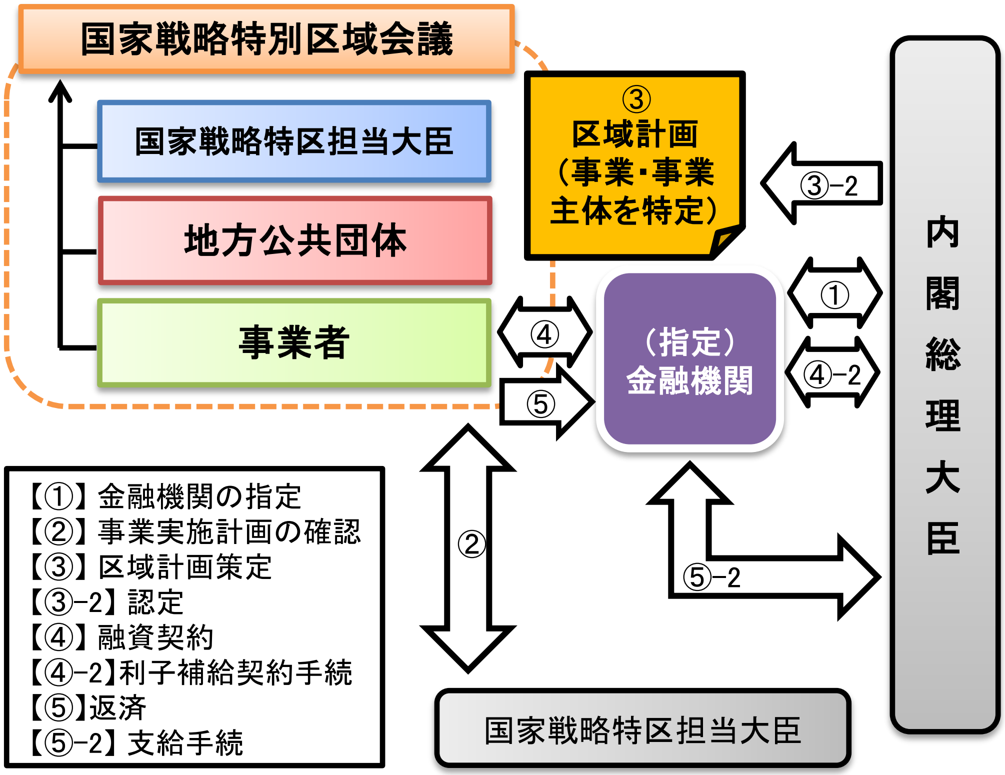

資金の流れ

期待される効果

○利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資（金融面での支援）を通じ、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成が期待されます。

自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置

東京圏（3事業）初認定：平成29年9月5日
愛知県（1事業）初認定：平成29年9月5日
福岡市･北九州市（2事業）初認定：平成30年10月23日
仙台市（1事業）初認定：令和元年6月11日
沖縄県（1事業）初認定：令和元年12月18日
新潟市（1事業）初認定：令和2年3月18日
仙北市（1事業）初認定：令和2年12月21日
広島県･今治市（1事業）初認定：令和3年3月25日
つくば市（1事業）初認定：令和5年10月20日
加賀市･茅野市･吉備中央町（1事業）初認定：令和6年10月23日
宮城県･熊本県（1事業）初認定：令和6年12月19日

- （国家戦略特別区域法　第37条の7）

規制改革の内容

特例措置前

自動運転やドローン（小型無人機）等の「近未来技術」に関する実証実験については、多方面との事前の協議や手続が必要とされており、円滑な実証の推進に当たって課題となっている。

特例措置

国家戦略特別区域内において自動運転やドローン（小型無人機）等の「近未来技術」実証実験等を行う者に対して、関係法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う、近未来技術実証に関するワンストップセンターを区域会議の下に設置する。

効果

自動運転やドローン（小型無人機）等の近未来技術の実証実験が迅速かつ円滑に実施され、革新的なサービス等の創出が図られる。

規制改革の概要

- ワンストップセンターのイメージ

実証事業実施者 → 相談 → ワンストップセンター（区域会議の下に設置） → 情報提供・調整 → 関係者
関係者 → 助言・回答 → ワンストップセンター → 回答 → 実証事業実施者

関係者
- 市区町村
- 警察
- 地方運輸局

等

相談

情報提供

調整

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

福岡市･北九州市 初認定：平成28年2月5日
広島県･今治市 初認定：平成28年4月13日
神奈川県 初認定：平成31年2月14日
仙台市 初認定：平成31年4月17日
愛知県 初認定：令和2年3月18日
つくば市 初認定：令和5年10月20日

- **（創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例　特区法　第19条の2）**
- **（人材流動化支援施設の設置　特区法　第36条の3）**

規制改革の内容

特例措置前

- スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保。
- 退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算。

特例措置

- スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合（3年以内）、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算
- スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置

効果

創業者の人材確保の支援

規制改革の概要

- **創業者の人材確保･官民の人材移動の促進**

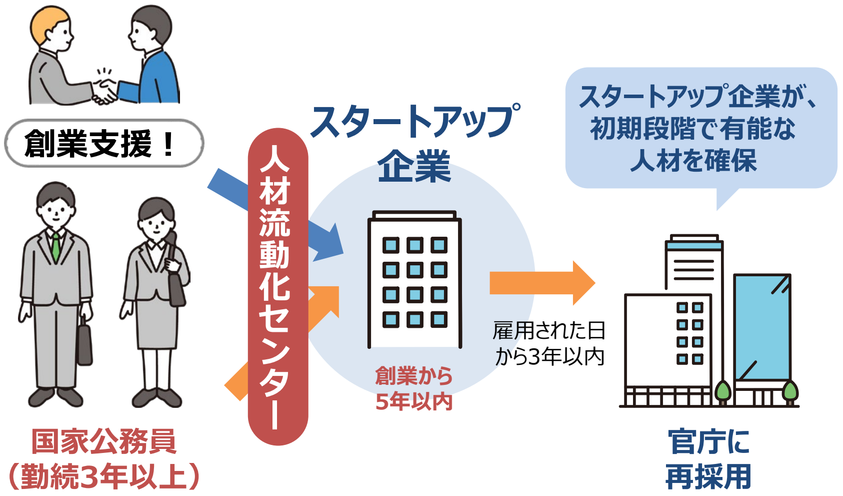

- **最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数**

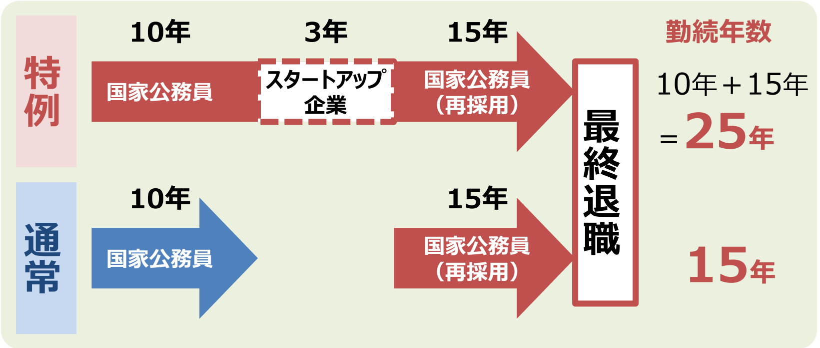

プロ向けのベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制の緩和

福岡市・北九州市

● 「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」金融庁関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和6年11月18日施行）

規制改革の内容

特例措置前

プロ向けファンドの販売・運用を届出のみで可能とする特例の対象となる投資家について、ベンチャー・ファンドはその範囲が拡大されている一方、当該拡大の対象となる投資家の出資額は出資総額の**1/2未満**に制限されている。

特例措置

区域内に主たる営業所又は事務所を有する事業者が区域内で行うプロ向けのベンチャー・ファンドの販売等において、

①M&A・IPO等の実務経験のある者
②認定経営革新等支援機関
③これらの資産管理会社等

について、**出資総額の1/2未満の制限を適用除外**

効果

- ベンチャー・ファンドに出資する投資家の裾野拡大
- 「個人」がスタートアップを支援する機運を醸成

⇒スタートアップへの**投資機会、成長資金**の供給の拡充

規制改革の概要

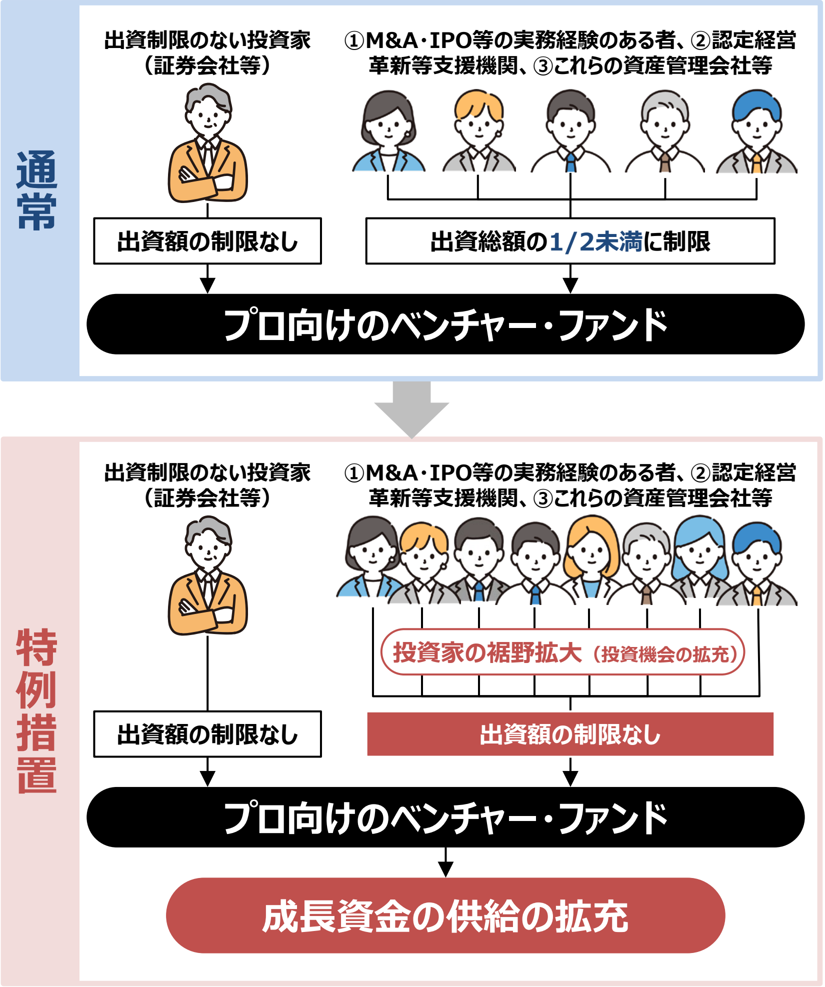

国有林野の貸付面積の拡大

● （国家戦略特別区域法　第16条の3）

規制改革の内容

特例措置前

国有林の貸付・使用可能な面積は5ha以内

特例措置

国有林野の活用促進のため、貸付け等の面積（上限）を10haに拡大

効果

経営規模の拡大による地域の産業振興を後押し

規制改革の概要

国有林を活用した地域の産業振興の後押し

5ha → 10ha

● 活用例

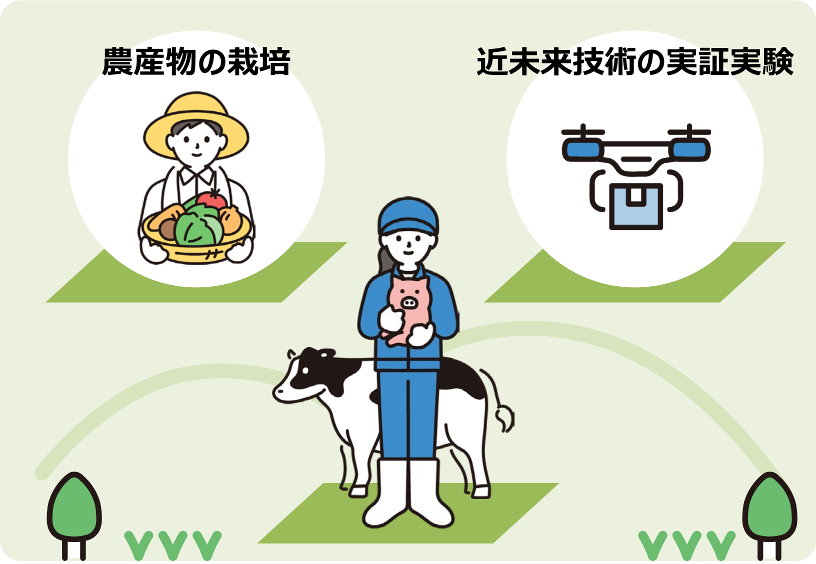

国有林野を活用した畜産

多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置

仙台市 初認定：令和2年6月10日
北九州市 初認定：令和5年6月28日

- **（国家戦略特別区域法　第37条の2）**

規制改革の内容

特例措置前

仕事と生活の調和の実現等に資するテレワークの推進を図るため、更なる周知啓発を行うとともに、企業における労務管理上の課題等に対応するため、導入支援を行うことが必要。

特例措置

国及び地方公共団体で、「テレワーク推進センター」の共同設置が可能に。
国は専門的な助言・相談、地方公共団体は対象企業の掘り起こしを図るなど、それぞれの強みを生かし、企業に対してテレワークの導入に係る情報提供、相談、助言等をワンストップで実施。

効果

テレワーク導入促進による多様な働き方の推進。

規制改革の概要

テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援をワンストップ化

情報提供
（地）セミナーの開催
体験コーナーの設置　等
（国）リーフレット、
冊子等の配置 等

相談、助言等
（国）労務管理の在り方等の企業向けコンサルティング
働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）
の相談等の対応　等

北九州テレワーク推進センター（令和５年11月設置）

所在地
福岡県北九州市八幡西区美吉野町16番
北九州イノベーションセンター内

主なサービス
- 相談対応
- 支援制度の案内
- サービス、技術の情報提供
- 体験機会の提供　等

単式蒸留焼酎等の製造免許要件の緩和
－構造改革特区－

福岡市・北九州市
初認定：平成28年10月4日
東京圏 初認定：令和元年9月30日
沖縄県 初認定：令和5年3月24日
愛知県 初認定：令和7年6月9日

● （構造改革特別区域法　第26条）

規制改革の内容

特例措置前

酒類の製造免許は、年間の製造見込数量が最低製造数量以上でなければ受けることができない。

特例措置

地域の特産物を原料とした酒類を製造する場合、製造免許の要件である最低製造数量基準について、一定の要件の下、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールには適用せず、果実酒及びリキュールは引き下げる。

効果

- 農業・漁業の6次産業化
- 新たな地域ブランドの創出
- 地域の雇用拡大、交流人口の増加

規制改革の概要

● **酒類の製造免許に係る最低製造数量基準**

現行

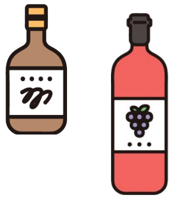

品目	最低製造数量
単式蒸留焼酎	10㎘
原料用アルコール 果実酒 リキュール	6㎘

特区

地域の特産物※を原料として製造

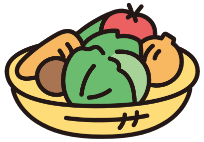

品目	最低製造数量
単式蒸留焼酎 原料用アルコール	適用なし
果実酒	2㎘に緩和
リキュール	1㎘に緩和

※地方公共団体の長が指定

農業・漁業の6次産業化、地域ブランドの創出、雇用の拡大・交流人口の増加

外国人エンジニアの受入れ・就労促進

福岡市・北九州市
熊本県・北海道（札幌市）

● 「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱」
令和5年10月6日　内閣府・出入国在留管理庁決定（令和6年9月27日改定）

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業（エンジニアビザ）の概要

外国人エンジニアの在留資格審査期間について、雇用先企業が中小企業やスタートアップの場合、長期化することもあり、入国時期が予見できず、企業が人材を計画的に採用することに困難が生じている。

特例措置

自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、**在留資格「技術・人文知識・国際業務」で入国する外国人について、認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る。**

● **在留資格認定証明書交付申請審査期間**

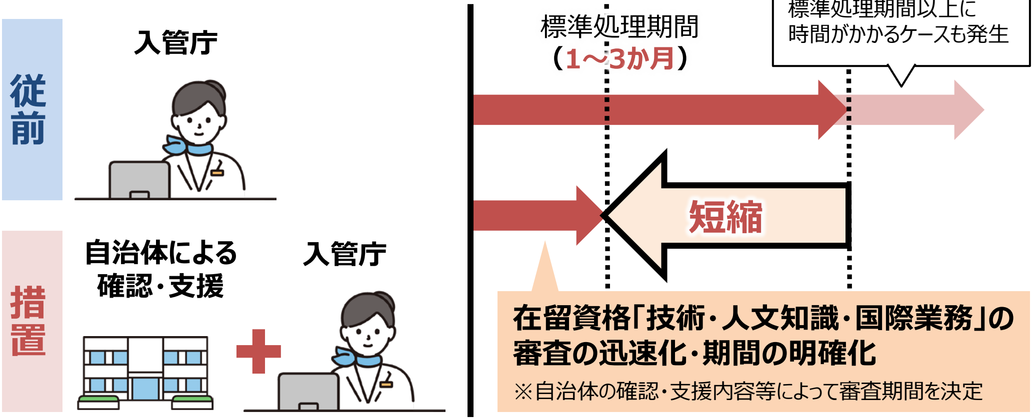

改正の内容

人手不足が深刻となっている半導体関連産業分野の外国人の受入れを円滑に行うため、**エンジニアビザの対象業種に半導体関連産業を追加**

従来の対象分野

IT関連産業
- 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 情報通信機械器具製造業 等

＋

追加する産業分野

半導体関連産業
- 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- 電子応用装置製造業
- 機械設計業
- 労働者派遣業（通訳業務従事者）　等